

# 障害福祉サービスの提供

## 自立支援局（指定障害者支援施設）

障害者総合支援法に基づき、指定障害者支援施設として主に身体に障害のある方、高次脳機能障害のある方、発達障害のある方が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、以下のような障害福祉サービスを実施しています。

### ■基本理念

- ① 私たちは、利用者の基本的人権を尊重します。
- ② 私たちは、利用者の自立と主体性を尊重したサービスを提供します。
- ③ 私たちは、利用者が社会の一員として、あらゆる活動に参加できるよう支援します。

### ■事業内容

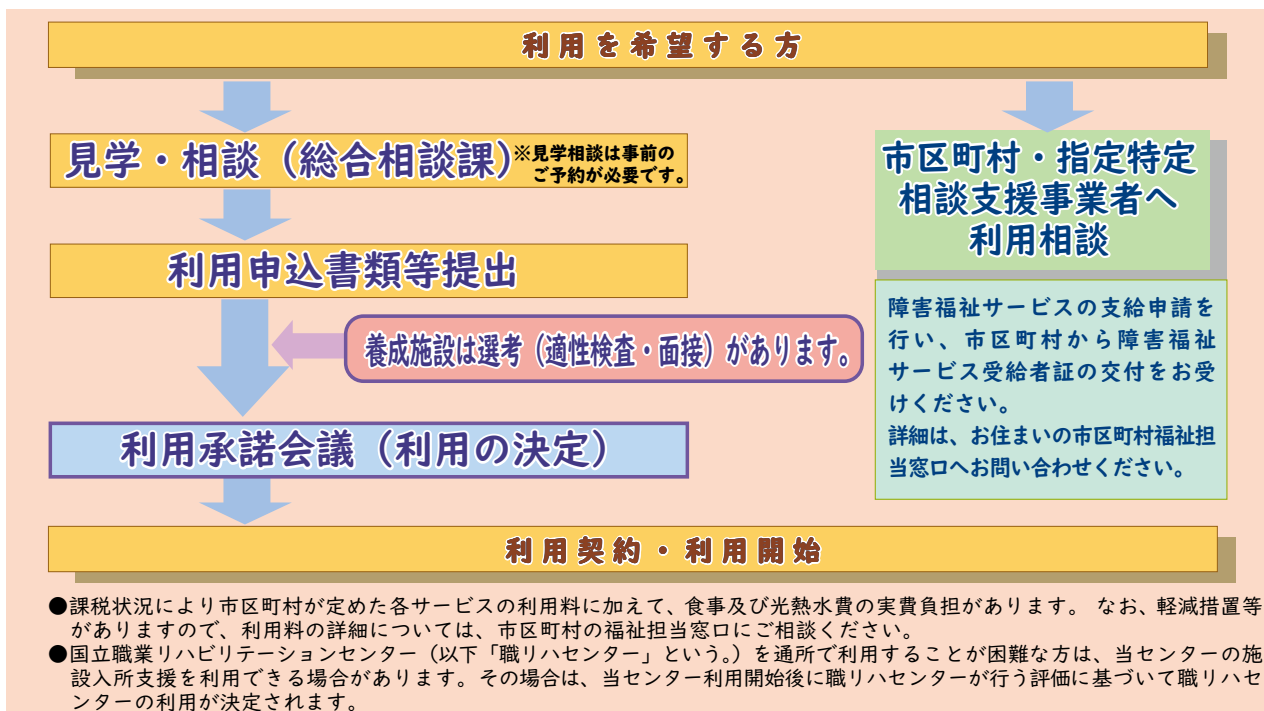
| サービスの種類  |                                        | 対象者 ※ 1                                | 定員    | 利用期間                                             |
|----------|----------------------------------------|----------------------------------------|-------|--------------------------------------------------|
| 昼間実施サービス | 自立訓練（機能訓練）                             | 主に視覚に障害のある方<br>主に頸髄損傷による重度の肢体不自由の方     | 110 名 | 18 か月以内<br>（頸髄損傷による四肢の麻痺その他これに類する状態にある方は最長 3 年間） |
|          | 自立訓練（生活訓練） ※ 2                         | 主に高次脳機能障害のある方                          | 30 名  | 24 か月以内                                          |
|          | 就労移行支援 ※ 3                             | 主に身体に障害のある方<br>高次脳機能障害のある方<br>発達障害のある方 | 100 名 | 24 か月以内                                          |
|          | 就労移行支援（養成施設）<br>（あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師） | 視覚に障害のある方                              | 168 名 | 3 年又は 5 年                                        |
|          | 施設入所支援                                 | 昼間実施サービスを利用し、通所が困難な方                   | 410 名 | 昼間実施サービス提供期間内                                    |

※ 1 サービスをご利用いただくためには、市区町村から障害福祉サービス受給者証の交付を受けることが必要です。

※ 2 自立訓練（生活訓練）の終了後、所沢市内で単身生活になる方等を対象に、「自立生活援助」サービスを提供しています。

※ 3 就労移行支援を経て就職（復職を含む）し、さらに 6 か月の後支援を受けた方を対象に、「就労定着支援」サービスを提供しています。

### ■利用開始までの手続（標準例）



### ご利用に関するお問い合わせ・見学予約先

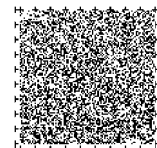
#### 自立支援局 総合相談課

TEL 04-2995-3100（内線2211～2216）

FAX 04-2992-4525（総合相談課直通）

E-mail rehab-soudan@mhlw.go.jp

※自立支援局では、新型コロナウイルス感染防止策を講じる以前の写真も含まれています。



## 自立訓練（機能訓練）・視覚

主に視覚に障害のある方を対象に、持てる力を最大限に活かし、地域や家庭、職場、学校などでより充実した生活を送ることができるよう訓練等を通じて支援をします。

### 歩行訓練

安全で効率的に移動することができるよう、状況に応じた白杖の使い方や様々な感覚をバランスよく活用する方法などを身に付けます。



### コミュニケーション訓練

情報収集や学習の手段として活用できるよう、点字の知識や触読の方法、パソコンなどの各種電子機器の操作方法を身に付けます。



### 日常生活訓練

身の回りのことや調理などを円滑に行うための訓練のほか、スマートフォンや録音再生機器の操作方法を身に付けます。



### 視覚補助具の紹介

自分の目の見え方に対する理解を深めながら、様々な場面で効率的に目を使う方法や有効な補助具の使い方を学びます。



## 自立訓練（機能訓練）・肢体

主に頸髄損傷による四肢麻痺の方を対象に、持てる力を最大限に活かし、地域や家庭、職場、学校などでより充実した生活を送れるよう支援をします。

### 機能訓練

理学療法、作業療法、スポーツ訓練を通して残存機能に応じた生活動作の獲得や体力全般の向上等を図り、自立に向けた支援をします。



### 職能訓練 社会的支援

職能訓練では、パソコンの基本操作や知識を習得します。社会的支援では、進路相談や地域支援サービスの調整等を行います。



### 健康・生活

健康的な生活を送れるよう健康相談や健康管理を行います。日常生活の必要な介助や環境調整を行います。



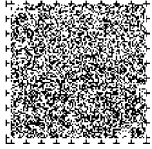
### 自動車訓練

行動範囲の拡大や通勤手段等の獲得を図るため、運転技術の習熟や運転免許取得などの支援をします。





# 障害福祉サービスの提供



## 自立訓練（生活訓練）

主に高次脳機能障害のある方が、日常生活や社会生活に必要な手段を理解し生活能力を高められるよう個々の状況に応じて訓練し、地域や家庭、職場等でより充実した生活を送れるよう支援をします。

### スケジュール管理

予定表や携帯電話等を活用し、スケジュールに沿った活動ができるよう支援をします。



### 社会生活技能の向上

公共交通機関の利用、買物など社会生活に必要な技能や対人関係のルール、状況判断、対処方法を身に付けられるよう支援をします。



### 生活管理能力の向上

服薬管理、調理、掃除など日常生活に必要な活動を行えるよう支援をします。



### 作業能力の向上

様々な訓練を通じて、得意な作業を活かし、苦手な作業を補うための環境等を整え、作業力を身に付けられるよう支援をします。



## 就労移行支援

一般就労が見込まれる主に身体障害、高次脳機能障害、発達障害のある方にアセスメント（評価）を行い、障害や課題に応じた訓練、就職活動、そして就職後まで支援をします。

### アセスメント（評価）

個々に合わせた訓練を提供するために、現状をアセスメント（評価）します。



### 訓練

アセスメント（評価）を踏まえて訓練をします。事務・軽作業のほか、様々な訓練や体験の機会を設けています。



### 就職活動

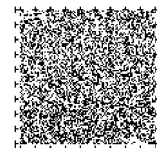
応募書類の作成、面接の練習、ハローワークとの調整など就職活動をサポートします。



### アフターフォロー（後支援）

就職後も、一定期間アフターフォロー（後支援）を実施します。





## 就労移行支援（養成施設）

視覚に障害のある方に「あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師」の資格取得に向けた学習や就職活動のための支援をします。（中卒者から利用可能）

### 授業

パソコン、拡大読書器、録音・再生機器などを活用しながら、人体の生理、病理、経穴（ツボ）など、東洋医学に必要な知識を、幅広く学べます。



### 模型の触察

解剖学では、講義だけでなく、人体諸器官の位置、形態、構造を、様々な人体模型に触れながら学習できます。



### 実技実習

あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅうの技術を、少人数学習で丁寧に反復して身に付け、生涯にわたる揺るぎない技能に高めていきます。



### 臨床実習

卒業年次には、授業の一環で地域の協力者に施術をします。臨床での研鑽を積み、高齢者施設、企業、病院、開業などでの就労に備えます。



## 施設入所支援

通所で就労移行支援や自立訓練サービスを受けることが困難な方に、施設入所支援サービス（宿舍利用）を提供します。

### 宿舍利用

障害の特性に合わせた居室や浴室、トイレなどがあります。



### 健康相談

日中の時間帯に、看護師による健康相談をしています。



### 生活相談

宿舍生活を円滑に送ることができるように、生活に関する相談と支援をしています。



### 食事の提供

季節の食材を使って調理をしています。また、栄養面などで配慮が必要な方には医師や栄養士と相談し、メニューを作成して食事を提供しています。

